

3 判定業務状況

問題に直面している児童の福祉を守るために、児童及び児童をとりまく家族や学校の状況等を調査し、問題の総合的理解を図る必要がある。

児童心理司の業務は、主として、面接・観察・心理検査等を基に、心理学的観点から問題の理解を進め、適切な処遇・指導に結びつけることである。

(1) 診断及び心理療法・カウンセリング等の状況(延件数)

(栃木県総計)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・観察 指導
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・観察	
児童	876		226	2,110	1,452	55	140	4,068	1,971
保護者	668			4			6	2,575	824
その他	8							306	917
計	1,552		226	2,114	1,452	55	146	6,949	3,712

(中央児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・観察 指導
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・観察	
児童	372		226	930	445	11	60	1,782	995
保護者	207			2			2	1,253	528
その他								91	326
計	579		226	932	445	11	62	3,126	1,849

(県南児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・観察 指導
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・観察	
児童	290			797	805	26	29	1,427	479
保護者	285			2			4	869	96
その他	7							124	317
計	582			799	805	26	33	2,420	892

(県北児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・観察 指導
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・観察	
児童	214			383	202	18	51	859	497
保護者	176							453	200
その他	1							91	274
計	391			383	202	18	51	1,403	971

医学診断指導は、児童の援助を行う上で重要であり、医師（小児科・精神科）による診察と必要に応じて医療機関に委託し実施した検査とに分けられる。

診察は、被虐待児のアセスメント診断、療育手帳の知的障害の診断、思春期の情緒的問題に関することが多い。

医学診断指導や心理診断指導における検査は、小児神経や言語に関するものである。

なお、中央児童相談所においては、一時保護所の児童に対する診察（健康診断）を医学診断指導に含んでいる。

また、心理診断指導については、一人の児童に対し複数の検査等を交え実施することがある。心理療法・カウンセリング等には、プレイセラピー、箱庭療法等が含まれる。

(2) 相談種別心理診断受付状況

心理診断の受付人数は、2,705人であった。個々のケースに応じ、知能検査や人格検査等を組み合わせて心理診断を実施した。相談種別では、療育手帳判定等の知的障害相談が2,161人と最も多く、次が児童虐待相談で202人であった。

(単位：人)

		中 央	県 南	県 北	計
養護	児 童 虐 待	72	80	50	202
	そ の 他	42	24	22	88
保 健					
障 害	肢 体 不 自 由	1			1
	視 聴 覚 障 害				
	言 語 発 達 障 害		8		8
	重 症 心 身 障 害	1	2		3
	知 的 障 害	971	827	363	2,161
	発 達 障 害	16	3	2	21
非 行	ぐ 犯 行 為 等	33	8	9	50
	触 法 行 為 等	6	5	4	15
育 成	性 格 行 動	41	19	8	68
	不 登 校	4			4
	適 性	9	5	3	17
	し つ け	3			3
そ の 他		46		18	64
計		1,245	981	479	2,705

(3) 通所指導

ア 個別通所指導

総数

(単位：人)

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
260	1,386	105	644	114	612	479	2,642

うち不登校による通所指導

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員

うち被虐待の問題を持つもの

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
103	588	63	402	54	295	220	1,285

うち非行の問題を持つもの

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
31	166	2	28	4	21	37	215

イ グループ指導

総数

(単位：人)

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
4	35			17	50	21	85

うち被虐待の問題を持つもの

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
4	35			10	45	14	80

(4) 判定書・証明書等交付状況

(単位：件)

区 分	診 断 書	判 定 意 見 書	証 明 書	そ の 他	計
中央児童相談所	201	93	100	148	542
県南児童相談所	151	51	70	364	636
県北児童相談所	87	29	16	209	341
合 計	439	173	186	721	1,519

(5) 1歳6ヶ月児、3歳児精神発達精密検査・事後指導等実施状況

(単位：件)

児童相談所	精密検査・事後指導等実施件数
中央児童相談所	8
県南児童相談所	27
合 計	35

(6) 療育手帳取扱状況

令和4(2022)年度の療育手帳交付に伴う判定診断は、2,297件、そのうち最重度（A1）239件（10.4%）、重度（A2）403件（17.5%）、中等度（B1）503件（21.9%）、軽度（B2）1,055件（45.9%）であり、うち1,659件が再判定による診断である。

療育手帳は、原則的に2年ごとに判定を実施し、家庭での療育等の指導を中心に行っている。

児童相談所別市町別療育手帳取扱い状況

ア 中央児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等		計	
				再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)
中央児童相談所	市	宇都宮市	72	69	117	103	141	110	303	206	41		674	488
		鹿沼市	12	12	22	22	25	21	48	29	4		111	84
		日光市	4	4	11	11	15	12	32	19	3		65	46
		真岡市	10	8	15	14	31	24	50	36	3		109	82
	河内郡	上三川町	3	3	4	4	3	3	13	11			23	21
		益子町			4	4	4	4	22	13			30	21
		茂木町			1	1	1	1	6	2			8	4
		市貝町	1	1	3	2	5	4	3	2	1		13	9
		芳賀町			4	4	2	2	12	7			18	13
	管外	2	1			1	1					3	2	
		計	104	98	181	165	228	182	489	325	52		1,054	770

イ 県南児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等		計	
			再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)		
													再判定 (再掲)	再判定 (再掲)
県南児童相談所	市	足利市	20	19	27	23	26	20	59	36	5		137	98
		栃木市	22	21	28	24	41	31	77	44	9		177	120
		佐野市	15	14	24	18	34	24	44	29	2		119	85
		小山市	25	24	50	46	38	25	121	69	12		246	164
		下野市	11	10	14	13	16	12	24	15	2		67	50
	下都賀郡	壬生町	4	3	5	5	11	9	26	18	1		47	35
		野木町	6	6	3	2	13	10	14	9			36	27
	管外	1	1	2	2	3	3	1	1				7	7
	計		104	98	153	133	182	134	366	221	31		836	586

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等		計	
			再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)		
													再判定 (再掲)	再判定 (再掲)
県北児童相談所	市	大田原市	12	11	14	13	17	12	39	29	3		85	65
		矢板市		8	7	6	14	11	14	11	1		36	36
		那須塩原市	19	17	23	20	30	19	62	37	4		138	93
		さくら市		4	8	5	8	5	29	17	2		47	31
		那須烏山市		3	6	6	4	4	23	15	2		35	28
	塩谷郡	塩谷町		1			3	1	7	4			10	6
		高根沢町		2	4	3	9	7	11	5			24	17
		那須郡	那須町		3	3	2	5	2	6	5	2		16
	那珂川町			4	4	3	3	9	4				16	11
	管外		1						3					4
計		31	50	69	59	93	64	200	130	14		407	303	

栃木県総計	239	246	403	357	503	380	1,055	676	97			2,297	1,659
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	----	--	--	-------	-------

(7) 家族支援事業の実施状況

ア 外部委託

虐待をした保護者は、保護者自身に被虐待歴やDVなど被害体験を受けた者が少なくなく、それがこどもとの関わりにおいて虐待という事象として現れる場合がある。

そこで、虐待の再発を防ぎ、親子の適切な関係構築を目指すためには、保護者の認識や行動の変容が必要であることから、虐待をした保護者に対する治療的・教育的プログラムとして、平成 24（2012）年度から外部機関への委託により次の家族支援事業を実施している。

(ア) MY TREE ペアレンツ・プログラム

- ◆内容 全 13 回のグループワークにおいて、保護者自身が本来持っていたセルフケアと問題解決力を回復し、虐待行動の終止を図る
- ◆委託先 特定非営利活動法人 だいじょうぶ
- ◆実施期間 8月27日～12月16日
- ◆実施場所 パルティとちぎ男女共同参画センター（宇都宮市）

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	2（2）人	2（2）人	0人	0人	
県南児童相談所	0人	0人	0人	0人	
県北児童相談所	1（0）人	1（0）人	0人	0人	
児相以外からの紹介	9（4）人	—	—	—	
計	12（6）人	—	—	—	

() はうち男性グループ参加者数

(イ) 保護者等カウンセリング

- ◆内容 保護者の虐待に至る心理的背景等を理解し、誤ったこどもとの関わり方の修正を図るため、保護者に対する個別カウンセリングを行う
- ◆委託先 作新学院大学
- ◆委託期間 4月1日～3月31日
- ◆実施場所 作新こころの相談クリニック（作新学院大学内）
- ◆その他 カウンセリングは一人あたり 20 回を上限とする

※上段（ ）内はカウンセリング実施回数

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	(6回) 4人	(6回) 2人		(0回) 1人	しつけ相談 1人(0回)
県南児童相談所	(16回) 2人	(16回) 2人			
県北児童相談所	(0回) 1人	(0回) 1人			
計	(22回) 7人	(22回) 5人		(0回) 1人	(0回) 1人

イ 家族支援研修

近年、児童虐待対応件数の増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童及び保護者の心理や環境等に配慮した専門的知識・技術に基づく的確・迅速な対応が必要とされている。こうした状況を踏まえ、平成 29(2017)年度に要領を定め、児童相談業務に対応する職員の資質向上を目的として、児童虐待の再発防止や家族再統合を内容とした研修を実施している。

(ア) 家族支援基礎研修

実施日	研修テーマ	講師	備考
8月25日	サインズ・オブ・セーフティアプローチの基礎	立正大学 社会福祉学部 鈴木 浩之准教授	

(イ) 家族支援応用研修

実施日	研修テーマ	講師	備考
9月12日	サインズ・オブ・セーフティアプローチ(SofS)の活用①	中央児童相談所職員	
12月7日	解決志向アプローチの実践	原宿カウンセリングセンター 田中 ひな子 氏	
1月27日	サインズ・オブ・セーフティアプローチ(SofS)の活用②	さいたま市北部児童相談所 企画調整係 小林 香南 氏 心理相談係 中尾 賢史 氏 群馬県中央児童相談所 補佐 武藤 洋介 氏 主任 金内 泰祐 氏 中央児童相談所職員	市町児童相談業務担当職員研修会と合同
2月14日	家族支援における機関連携	中央児童相談所職員	市町児童相談業務担当職員研修会と合同

(8) 被虐待児フォローアップ事業

虐待による心の傷や家族からの分離による不安を抱える施設入所児に対するグループワークや施設職員に対する研修を行った。

ア 入所児童に対するグループワーク

児童相談所	実施回数	対象者	内 容
中央児童相談所	10回	4名	ゲームや遊びによる、リラクゼーション及び自己表現力向上等のためのグループワークを行った。
県北児童相談所	8回	7名	ゲームや遊び、製作などの活動を通して自己表現や他者との交流を楽しんだ。

イ 施設職員に対する研修

児童相談所	実施回数	対象者	内 容
県南児童相談所	2回 (3施設)	23名	被虐待児の様々な症状に対応できるよう児童養護施設等の職員に専門的知識や技術について研修を実施した。

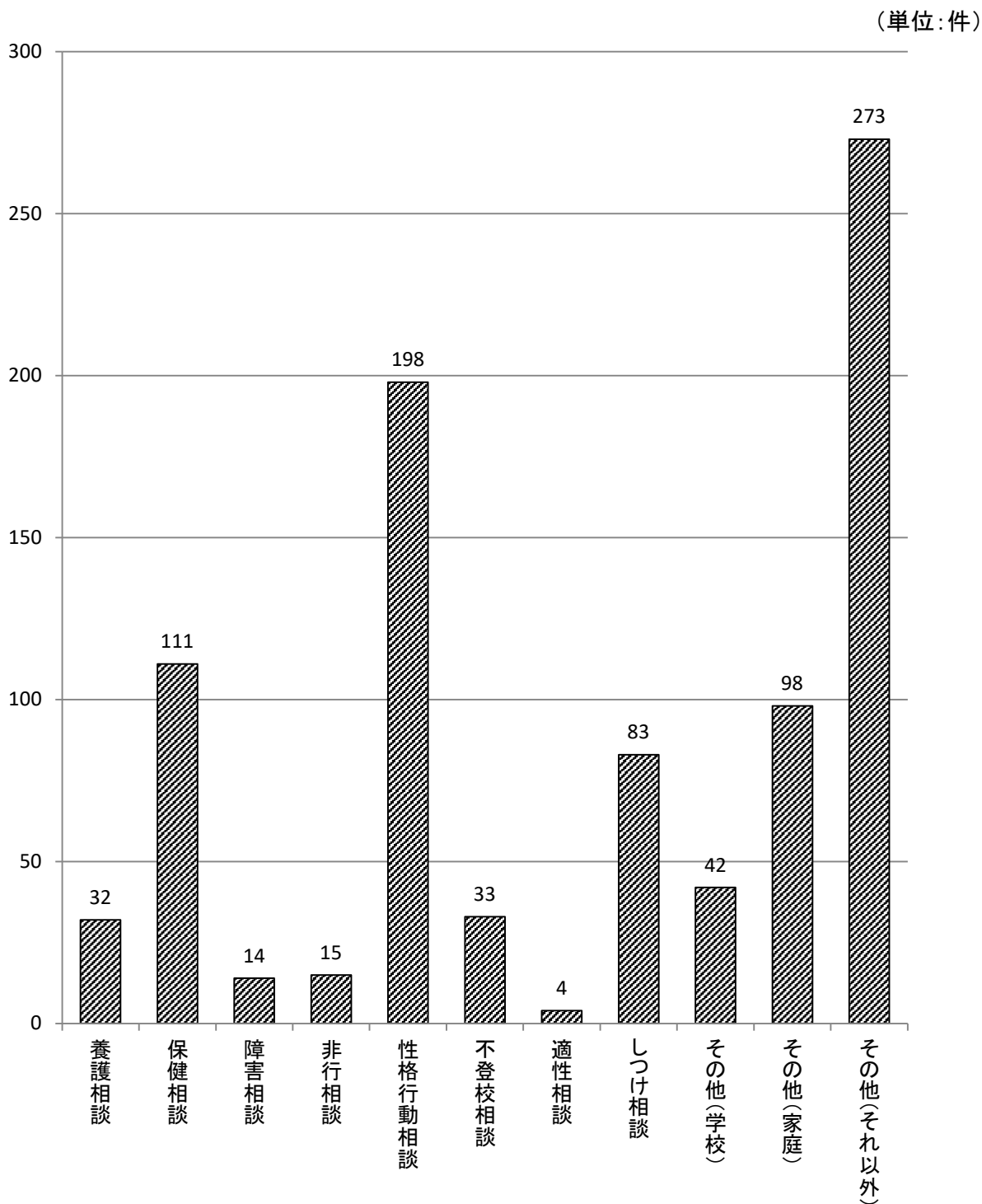
4 電話相談

(1) 電話相談種別受付状況

令和4(2022)年度に電話で受けた相談件数は903件である。電話で受ける相談で子どもについての心配や悩みごとのある方又は子ども本人の身近な相談相手として、「テレホン児童相談」を実施している。

相談の傾向を見ると、性格行動相談、保健相談、しつけ相談の順となった（その他を除く）。

相談時間は、午前9時から午後8時まで、365日受付している。



(2) 電話相談種別年齢区分別受付状況(栃木県総計)

(単位：件)

種類	細分類	相談対象児童の年齢区分																		合計	
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		18以上
養護	養育困難		1	1	2		4	3	1								1				13
	養育環境			1						1			1		3	1			1		8
	その他		1	1				2		1			1		1			1	1	2	11
保健	病気・予防接種		1		1									2						1	5
	身体発達																				
	性の問題														1	1					2
	その他	1	2		1		1	2	2	2	11	2	2	65	7		2	1		3	104
障害	肢体不自由																				
	視聴覚障害																				
	言語発達障害																				
	重症心身障害																				
	知的障害																				
	発達障害		1	1	1	1				2	3	3				1		1			14
	その他																				
非行	盗み・金品持出										2	3		2		2					9
	不良交友																				
	家出・徘徊																				
	その他													3			1	1	1		6
育成	落ち着きなし									1											1
	乱暴													1		1		1		1	4
	虚言											1			1			1			3
	反抗						2		1			2		4	6		2				17
	無気力・消極的													1							1
	習癖							1		1									1		3
	その他				1			7	4	3	10	4	3	34	6	3	2	2	15	75	169
成	不登校							1	1		2	1	1	12	2	6	7				33
	適性														2				1	1	4
	育児・しつけ	6	6	8	10	23	11	9	1	3	5			1							83
その他	学校・先生				1	1	4	1		11	2	1	5	10	3	1			1	1	42
	いじめ													1			1				2
	家族・家庭	1	2	3		11	3	5	1	15	16	6	1	7			2	2	3	20	98
	地域社会					2	1			7	9	1		13	2				6	39	80
	恋愛・交友													1		1	1	2			7
	その他	2				3	4				2			3				3	3	164	184
合計		10	14	15	17	41	30	31	11	45	64	23	14	161	31	19	20	15	33	309	903

(3) 電話相談者別受付状況(栃木県総計)

(単位：件)

相談者区分		相談対象児童の年齢区分							
		0歳	1～3歳	4～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計	
こども本人	男			1		4	95	100	
	女				2	5	70	77	
家族・ 親戚	父	男	1	4	3	6	2		16
		女			3	3	3	3	12
	母	男	9	30	38	136	24	175	412
		女		10	55	163	27	9	264
	祖父母	男		1	1	1			3
		女				1	1		2
	兄弟	男				1		1	2
		女					1		1
	その他の親戚	男		1		1		1	3
		女					2		2
	知人・近隣	男			1	2		3	6
		女				1			1
教育関係者	男					1		1	
	女				1			1	
医療機関	男								
	女								
その他	男								
	女								
計	男	10	36	44	147	31	275	543	
	女		10	58	171	39	82	360	
合計		10	46	102	318	70	357	903	

5 里親登録と委託児童の状況

里親制度は、様々な事情で家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じ、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことは、こどもの健全な育成を図る上で極めて重要である。

しかし、日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割であり、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。このため本県では、社会的養護を必要とするこどもたちを、より家庭的な環境で養育していくことを推進する「栃木県社会的養育推進計画」を策定し、新規里親の開拓とともに、里親への委託推進に取り組んでいる。

(1) 里親委託の推移(栃木県総計)

(各年度4月1日現在)

(単位：世帯)

(単位：人)

年 度	里親登録数	児童委託里親数	委託児童数
平15 (2003)	168	45	51
平16 (2004)	177	38	43
平17 (2005)	178	36	40
平18 (2006)	184	45	50
平19 (2007)	185	47	52
平20 (2008)	183	58	75
平21 (2009)	191	74	90
平22 (2010)	176	75	93
平23 (2011)	191	78	91
平24 (2012)	225	84	103
平25 (2013)	243	86	106
平26 (2014)	240	91	112
平27 (2015)	247	91	109
平28 (2016)	256	85	103
平29 (2017)	265	80	96
平30 (2018)	260	80	92
令元 (2019)	272	87	93
令2 (2020)	280	89	96
令3 (2021)	299	91	97
令4 (2022)	335	93	100
令5 (2023)	366	99	114

(2) 管轄児童相談所別里親委託状況

令和5(2023)年4月1日現在
 (単位：世帯) (単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里親登録数			児童委託 里親数	委託児童数			
			専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計	
中央 児童 相談 所	市	宇都宮市	106	4	3	62	28	16	18	34
		鹿沼市	15			12	3	3		3
		日光市	13	2		5	2	1	1	2
		真岡市	8			5	3	1	2	3
	河内郡	上三川町	6			3	3	2	1	3
	芳賀郡	益子町	9			6	3	4	1	5
		茂木町	2	1	1					
		市貝町								
		芳賀町	5		1	2	2	1	1	2
		管外	3		1	1	3	2	1	3
計			167	7	6	96	47	30	25	55
県南 児童 相談 所	市	足利市	21	1		8	4	6		6
		栃木市	27			11	7	5	2	7
		佐野市	17	1		12	4	5		5
		小山市	27			18	8	6	2	8
		下野市	5			3				
	下都賀郡	壬生町	6			3				
		野木町	8			2	2	3	1	4
	管外									
計			111	2		57	25	25	5	30

(単位：世帯) (単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里親登録数			児童委託数 里親	委託児童数			
			専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計	
北 児 童 相 談 所	市	大田原市	16		7	3	2	1	3	
		矢板市	11	1	4	3	1	3	4	
		那須塩原市	29	1	1	18	8	2	7	9
		さくら市	9	4	1	3	4	2	2	4
		那須烏山市	5			1	3	1	2	3
	塩谷郡	塩谷町	1			1				
		高根沢町	5			2				
	那須郡	那須町	5				1		1	1
		那珂川町	3			1				
	管外		4			1	5	3	2	5
	計			88	6	2	38	27	11	18
合計			366	15	8	191	99	66	48	114

(注)

- ・里親登録数については、各児童相談所で登録されている里親数で、「管外」については、転居等により、登録された児童相談所の管轄市町外（県外含む）に住所がある里親数
- ・児童委託里親数については、各児童相談所が児童を委託している里親数で、「管外」については、その児童相談所の児童委託里親であるが、管轄内に住所がない里親数（他県で登録されている里親を含む。）

(3) 市町別里親委託状況

令和5(2023)年4月1日現在
 (単位：世帯) (単位：人)

市郡	里親里子数 市町別	里親登録数			児童委託 里親数	委託児童数			
		専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計	
市	宇都宮市	107	4	3	62	29	16	19	35
	鹿沼市	15			12	3	3		3
	日光市	13	2		5	2	1	1	2
	真岡市	8			5	3	1	2	3
	足利市	21	1		8	4	6		6
	栃木市	27			11	7	5	2	7
	佐野市	17	1		12	4	5		5
	小山市	27			18	8	6	2	8
	下野市	5			3				
	大田原市	16			7	3	2	1	3
	矢板市	11	1		4	3	1	3	4
	那須塩原市	29	1	1	18	8	2	7	9
	さくら市	9	4	1	3	4	2	2	4
	那須烏山市	5			1	3	1	2	3
河内郡	上三川町	6			3	3	2	1	3
芳賀郡	益子町	9			6	3	4	1	5
	茂木町	2	1	1		1	1		1
	市貝町								
	芳賀町	5		1	2	2	1	1	2
下都賀郡	壬生町	6			3	1	1		1
	野木町	8			2	2	3	1	4
塩谷郡	塩谷町	1			1				
	高根沢町	5			2				
那須郡	那須町	6			1	1		1	1
	那珂川町	3			1				
県外		5		1	1	5	3	2	5
合計		366	15	8	191	99	66	48	114

(注) 里親の住所がある市町別に分けた里親登録数及び児童委託里親数

(2) 児童福祉施設等入所状況

令和5(2023)年4月1日現在

(単位:人)

種 別	施 設 名	定 員	入 所 児童数	入所率(%)	児童相談所別入所児童数				
					暫定定員	中 央 県	南 県	北 県	外
乳 児 院	宇 都 宮 乳 児 院	80	65	39	60.0	24	10	5	
	す み れ 乳 児 院	20		10	50.0	1	9		
	乳 児 院 「 夢 」	9		7	77.8		7		
	計	109		56		25	26	5	
児 童 養 護 施 設	下 野 三 楽 園	40		35	87.5	17	13	5	
	き ず な	52		50	96.2	36	9	5	
	あ か つ き 寮	28		22	78.6	15	7		
	明 和 園	40		29	72.5	8	10	11	
	泗 水 学 園	50	49	37	75.5	6	28	3	
	養 徳 園	52		39	75.0	15	3	21	
	桔 梗 寮	40		38	95.0	18	9	11	
	氏 家 養 護 園	40		35	87.5	20		15	
	イースターヴィレッジ	49		49	100.0	11	36	2	
	ネバーランド	46		35	76.1	16	16	3	
アリスとテレス	35		32	91.4	8	24			
計	472		401		170	155	76		
福祉型障害 児入所施設 (知的障害)	大 和 久 学 園	20		20	100.0	8	8	4	
	た か は ら 学 園	15		13	86.7	4	4	4	1
	国 分 寺 学 園	20		13	65.0	6	7		
	桜 ふ れ あ い の 郷	15		13	86.7	6	3	4	
	上 の 原 学 園			4			4		
	白 山 学 園			1			1		
	筑 峯 学 園			1			1		
計	70		65		24	28	12	1	
福祉型障害 児入所施設 (盲ろうあ)	横 浜 訓 盲 院			1			1		
	計			1			1		
医療型障害児 入所施設 (肢体不自由)	とちぎりハセンター-こども療育センター	30		18	60.0	8	5	4	1
	両毛整肢療護園			2			2		
	計	30		20		8	7	4	1
医療型障害 児入所施設 (重心身)	国立病院機構宇都宮病院	100		18	18.0	14	3		1
	星風会病院星風院	60		4	6.7	1	1		2
	あしかがの森足利病院(契約・措置)	160		18	11.3	1	8		9
	あしかがの森足利病院(短期入所)	8							
	な す 療 育 園	50		12	24.0	4	2	6	
計	378		52		20	14	6	12	
児 童 心 理 治 療 施 設	那須こどもの家(入所)	35	27	22	81.5		8	3	11
	那須こどもの家(通所)	10	1						
	計	45		22			8	3	11
児 童 自 立 支 援 施 設	栃木県那須学園	60	23	14	60.9	8	3	3	
	きぬ川学院								
	武蔵野学院								
	計	60		14		8	3	3	
里 親 委 託				114		55	30	29	
ファミリー ホーム	虹 の 家	6		1	16.7	1			
	は な の 家	6		6	100.0	4	2		
	こ こ ろ の 家	6		4	66.7	4			
	陽 だ ま り の 家	5							
	計	23		11		9	2		
自 立 援 助 ホ ー ム	星 の 家	8		3	37.5	3			
	マ ル コ の 家	6		5	83.3	2	2	1	
	虹	6		2	33.3	1	1		
	し も つ け	6		4	66.7	1	1	2	
	響	6		2	33.3	1	1		
	大 樹	6		2	33.3	1	1		
	さ く ら の 家	6		1	16.7		1		
計	44		19		9	7	3		
合 計				775		328	281	141	25

7 その他の業務

(1) 施設巡回相談

措置中の児童に関する相談、施設の現状把握、施設職員との意思疎通を目的として、各児童相談所ごとに、所長、児童福祉司、児童心理司、相談員等が施設を訪問した。

令和4(2022)年度は、中央児童相談所が24施設(うち、書面開催4施設)、県南児童相談所が23施設(うち、書面開催6施設)、県北児童相談所が7施設(うち、書面開催1施設)で巡回相談を行った。

(2) 施設処遇援助事業

施設での児童処遇の向上を目的として、施設と児相とが共同して行う事業である。

令和4(2022)年度は、施設内性問題への対策を強化する内容とし、「性教育担当者養成研修」等を次のとおり実施した。

施設名	回数	月日	内 容	協力専門家	担当児相
合同研修	1回	8月8日 合同研修 (オンライン)	①発達障害・愛着・トラウマと子どもの問題行動への理解と対応 ②児童養護施設と学校との連携 ③実践報告 児童養護施設と学校との連携の実践例	①中央児童相談所判定指導課 岩井 幸祐 所長補佐 ②栃木県養護施設等連絡協議会 会長 福田 雅章 氏 ③児童養護施設さすな 施設長 森田 佳道 氏 宇都宮市桜小学校 校長 平松 和巳 氏 児童養護施設アリスとテレス 副施設長 芝間 和典 氏 野木町立野木中学校 校長 飯島 正則 氏	中央
性教育 担当者 養成研修	1回	1月30日 (会場)	①グループワーク ②社会的養護の子どもに伝わる性教育	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	中央 県南 県北
下野三楽園	1回	1月17日 (オンライン)	①特別な支援を要するお子さんに対する対応 ②事例検討	柳川小児科医院 医師 柳川 悦子 氏	中央
ネパランド ・ さすな	1回	12月23日 (オンライン)	難しい子を育てる私たちに求められることとは：社会的養護での養育の質から考える	福山市立大学教育学部 児童教育学科 教授 野口 啓示 氏	中央
氏家養護 園	1回	2月9日 (会場)	学校における心理的支援から考える児童福祉関係機関の連携	スクールカウンセラー(臨床心理士・公認心理師) 圓谷 公美恵 氏	中央
あかつき寮 ・ イースター ヴィレッジ	1回	12月13日 (オンライン)	思春期児童の不登校、ゲーム依存、SNS依存への対応について	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	県南
泗水学園	1回	11月11日 (オンライン)	児童養護施設における援助希求行動	栃木県公認心理師協会副会長 渡邊 文子 氏	県南
アリスとテレス	1回	11月18日 (会場)	児童養護施設におけるチームワーク	児童養護施設エス・オー・エス 子どもの村 統括主任 佐々木 玄 氏	県南
養徳園	1回	10月20日 (オンライン)	「根拠のある実践」を記録する方法～F-SOAPで実践過程の可視化～	国際医療福祉大学大学院 小嶋 章吾 氏	県北

(3) 関係機関との連携

児童福祉事業の実効を高めるためには、関係機関、団体、さらには地域資源との連携が必要である。そのため、保育、教育、警察、保健福祉、司法等様々な関係機関の会議等に積極的に参加するとともに、講師、コンサルタントとして技術的援助を行うなど、地域とのネットワークづくりに努めた。

また、福祉系大学等からの実習生や、施設見学者等を受け入れているが、令和4(2022)年度の実績については次のとおりである。

ア 社会福祉援助技術現場実習生等の受入れ

児童相談所においては、社会福祉事業従事者を養成する学校等からの依頼により、実習生を積極的に受け入れ、福祉人材育成に資することとしている。

児童相談所で受け入れている実習とは、主に福祉系大学等における臨床心理実習及び保育実習のことをさしている。

令和4(2022)年度は、各児相あわせて、6大学31名の実習生を受け入れた。

受入機関	依頼機関(学校等)	人数	期間
中央児童相談所	4大学	25名(男8名、女17名)	おおむね5月 ～10月末まで の期間において 実施している。
県南児童相談所	1大学	3名(男0名、女3名)	
県北児童相談所	1大学	3名(男2名、女1名)	
計	6大学	31名(男10名、女21名)	

イ 児童相談所施設見学・視察等の受入れ

児童相談所においては、業務各関係機関との相互理解の促進、虐待防止にかかる取組の啓発に資することを始め、広く一般に業務の理解を図る事を目的として、各関係機関・団体から施設見学・業務説明等の依頼を受け、対応している。

令和4(2022)年度は、司法修習生や内地留学教員、臨床医合わせて43名の見学研修者を受け入れた。

(4) 市町支援事業

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正により、平成17(2005)年4月1日から市町村が虐待通告の受理機関に加えられるとともに、児童に関する第一義的な相談支援機関として位置づけられたところである。このため、市町における児童相談業務への円滑な対応を期すべく、必要な援助を実施した。

令和4(2022)年度の実施状況は次のとおりである。

内容	回数		
	中央	県南	県北
1 要保護児童対策地域協議会に対する支援			
(1) 代表者会議・実務者会議への参加	41回	25回	97回
(2) 定例会・個別ケース検討会議への参加	109回	386回	181回
2 研修会等の開催、講師の派遣			
(1) 児童相談所が主催する担当者会議、研修会等の開催	22回	8回	2回
(2) 市町が開催する研修会への講師・助言者の派遣	2回	2回	1回
3 その他個別ケースに関する技術指導・助言指導	随時	随時	随時

(5) 市町虐待対応力強化支援事業

市町の相談対応や援助技術等を支援し、児童虐待等児童相談への対応力の向上と専門性の強化を目的として、令和2(2020)年度から新たに専門的な知識や経験を有する支援員を市町に派遣し、継続的に助言する事業を実施した。

令和4(2022)年度の実施状況は次のとおりである。

児童相談所	中央	県南	県北
実施市町及び回数	宇都宮市 6回 鹿沼市 1回 日光市 1回 真岡市 6回 上三川町 1回 益子町 3回 芳賀町 1回	足利市 8回 栃木市 13回 佐野市 12回 小山市 13回 下野市 12回 壬生町 5回 野木町 5回	矢板市 1回 さくら市 9回 那須烏山市 1回 那須町 2回 那珂川町 1回 高根沢町 1回 塩谷町 2回
計	4市3町 19回	5市2町 68回	3市4町 17回

(6) 協力体制整備事業

児童相談所が地域において児童虐待防止等に関する活動を行うため、主任児童委員等に対して専門研修を実施している。

担当児相	実施日	場 所	研修テーマ	講 師	参加者
中央	2月8日	パーティ男女共同 参画センター	児童虐待等子どもを取り巻く 環境と地域での支援について	元県北児童相談所長 直井 茂 氏	関係者 129名
県南	2月20日	とちぎ岩下の新生姜 ホール (栃木文化会館)	さまざまな困難を抱えた子どもと家族 を支援する ～子どもの居場所「おひさま」の取り 組み～	NPO法人子どもの育ちを支 える会 理事長 高橋 弘美 氏	関係者 97名
県北	2月7日	GUNEI 三島ホール	児童家庭福祉の現状とこれ から	社会福祉法人 養徳園 総合施設長 福田 雅章 氏	関係者 72名

(7) 虐待ホットライン整備事業

児童虐待は、こどもの心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時として親の虐待によって尊い命が奪われるといった痛ましい事件も発生しており、早期発見・早期対応を図るための体制の充実が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、栃木県では、平成15(2003)年4月1日から「児童虐待緊急ダイヤル」を設置し、夜間・休日など児童相談所の閉庁時間において、365日児童虐待に関する緊急通告を受け付けている。

*【時間帯別受信件数】

(単位：件)

区分 受信時間	無言・いたずら					虐待通告以外の相談					関係機関からの事務連絡					虐待通告					【その他】 一般市民から児相への取次 成人の相談(18歳以上) 他機関への照会					合計
	管轄児相	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	
17:15~18:00				12	12	7	4	2		13	1	1	2		4	5	7	6		18						47
18:00~19:00				12	12	7	10	5	1	23	6				6	8	14	6		28						69
19:00~20:00				15	15	11	13	7		31	5	4	1		10	14	3	4		21						77
20:00~21:00				10	10	14	9	12	2	37	4	4	2		10	10	8	7		25						82
21:00~22:00				5	5	8	12	8	2	30	1	6			7	8	8	6		22						64
22:00~23:00				11	11	2	13	5	1	21	2	1	1		4	10	6	4	1	21						57
23:00~24:00				3	3	6	7	4		17	2	3			5	3	1	1		5						30
0:00~1:00						4	5	1	1	11	5	5			10	4	1	4		9						30
1:00~2:00						5	5	3		13	1	1			2	1	2	2		5						20
2:00~3:00						3	3			6	2		1		3	1	2	1		4						13
3:00~4:00				2	2	5	1			6						2				2						10
4:00~5:00				2	2		1	1		2	1				1	1				1						6
5:00~6:00				1	1	2	1			3	1				1	1	2	1		4						9
6:00~7:00				5	5	4	2			6																11
7:00~8:30				21	21	10	4	6		20	2	2	1		5	6	3	3		12						58
8:30~9:00				3	3	1	6			7						2		1		3						13
9:00~10:00				6	6	2	3	3		8	2	1	1		4	5	3	1		9						27
10:00~11:00				12	12	6	5	2		13	1	2	2		5	2	1	3		6						36
11:00~12:00				7	7	5	7	5	1	18	2	2			4	3	5	1		9						38
12:00~13:00				3	3	4	7	3		14	1	2	1		4	4	6	1		11						32
13:00~14:00				3	3	3	7			10	3	1			4	5	4	2		11						28
14:00~15:00				5	5	3	5	1		9	1	3			4	3		3		6						24
15:00~16:00				9	9	3	3	3		9	4	1			5	4	2	1		7						30
16:00~17:15				8	8	6	7	3		16	3		1		4	2	4	2		8						36
合計				155	155	121	140	74	8	343	51	30	13	1	102	104	82	60	1	247						847